

事前審査型条件付一般競争入札提出書類一覧

番号	内 容	提 出 書 類
1	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき営業を許可されていること。	営業許可書の写し
2	健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する特定給食業務（以下「特定給食業務」という。）について、5年以上の経営実績を有し、令和7年10月現在、特定給食業務の契約を締結していること。	契約書の写し及び食数が記載されている資料の写し
3	学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する小学校単独調理場での調理業務（以下「自校調理業務」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設での調理業務（以下「自園調理業務」という。）について、過去5年間で3年以上の経営実績を有し、令和8年9月現在「自校調理業務」及び「自園調理業務」の契約を締結していること。	契約書の写し
4	令和8年9月現在、自園調理業務でアレルゲン5品目以上の除去食調理等、食物アレルギー対応をしていること。	対応している市町村名及び除去対象アレルゲン一覧表
5	従業員が欠員の場合の補充方法	補充方法についての書類
6	過去5年の間（令和3年9月1日から令和8年8月31日まで）に特定給食業務において、食中毒事故及び事件を起こしていないこと。 なお、食中毒事故及び事件を起こしている場合は、該当事故及び事件の詳細及び処理内容に係る文書。	宣誓書、該当事件及び事故に係る書類
7	過去5年の間（令和3年9月1日から令和8年8月31日まで）に自園調理業務において食中毒事故及び事件を起こしていないこと、かつ重大な過失等により当該委託契約を解除されたことがないこと。	宣誓書、該当事件及び事故に係る書類
8	製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条の規定に定める損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。	保険証書の写し
9	文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、自社の衛生管理マニュアルを確立し、従業員に周知していること。	貴社衛生管理マニュアル及び従業員への周知方法に係る書類
10	契約不履行がある場合に債務の履行を保証するため、必要な資格条件を満たす代行保証を行う者を定めること。	証明となる書類 （貴社及び代行保証を行う者の押印があるもの。）